

岐阜県公報

目 次

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 岐阜県小規模企業者等設備導入資金等貸付規則の一部を改正する規則	(商業・金融課)	一
	(同)	一

規 則

号外 (27) 平成二十七年 四月 一日

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十五号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年岐阜県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。)」を「県事務所長」に改める。

別表中「〇・八五パーセント」を「〇・六五パーセント」に改め、同表備考第七号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けを決定する貸付金について適用し、同日前に貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

岐阜県小規模企業者等設備導入資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十六号

岐阜県小規模企業者等設備導入資金等貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県小規模企業者等設備導入資金等貸付規則（昭和四十六年岐阜県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県中小企業者等設備導入資金貸付規則

第一条第一項中「小規模企業者等の創業及び」を「中小企業者等の」に、「小規模企業者等の振興」を「中小企業者等の振興」に、「設備資金貸付事業及び設備貸与事業」を「設備貸与事業」に、「小規模企業者等設備導入資金」を「設備導入資金」に改め、同条第二項を削る。

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

一 中小企業者等 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項第一号に掲げる中小企業者（製造業及び建設業に係るものに限る。）及び同条第五項に規定する小規模企業者（製造業及び建設業に係るものに限る。）をいう。

二 設備貸与事業 次に掲げる設備又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下同じ。）について、その譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権（プログラムを情報処理（同条第一項に規定する情報処理をいう。）のために使用する権利をいう。以下同じ。）の提供（プログラム使用権を契約に基づき取得させることをいう。以下同じ。）を行う事業をいう。

イ 中小企業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その事業を行うために必要があると認められるもの

ロ 中小企業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの

第二条第三号を削り、同条第四号中「法第二条第四項に規定する貸与機関」を「設備貸与事業を行う一般社団法人又は一般財団法人」に、「法第十四条各号」を「次のいずれにも」に改め、同号に次のように加え、同号を同条第三号とする。

イ その出資金額又は拠出された金額の全額が、地方公共団体により出資又は拠出をされていること。

ロ その設備貸与事業の業務の方法が、知事が別に定める基準に従い定められていること。

ること。

八 その設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供を受けた者の依頼に応じて、当該設備又は当該プログラム使用権に係るプログラムの効率的な利用に資するために必要な情報の提供及び助言を行う事業を併せて行うものであること。

二 イから八までに掲げるもののほか、知事が別に定める要件に適合すること。

第二条第五号から第七号までを削る。

第二条の二中「資金」を「設備導入資金」に、「貸し付け」を「貸付け」に改める。

第三条の見出し中「小規模企業者等設備導入資金等」を「設備導入資金」に改め、同条中「貸与機関に対して貸し付ける小規模企業者等設備導入資金及び単独設備貸与事業に係る資金（以下「小規模企業者等設備導入資金等」という。）の額」を「設備導入資金の貸付額」に、「次に掲げるとおり」を「設備貸与事業を行うために必要な金額の二分の一に相当する額以内の額で、知事が必要と認めた額」に改め、同条各号を削る。

第四条第一項中「小規模企業者等設備導入資金等」を「設備導入資金」に、「次に掲げるとおり」を「年一パーセント以内において知事が定める利率により計算した金額」に改め、同項各号を削り、同条第二項本文中「小規模企業者等設備導入資金等」を「設備導入資金」に、「特別な」を「とす。ただし、特別な」に、「知事が定める期間」を「知事が定める期間」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「小規模企業者等設備導入資金等」を「設備導入資金」に、「期間から」を「期間」に改め、「の据置期間を除いた期間」を削り、「年賦」を「定める償還の据置期間（以下「据置期間」という。）を除く」における年賦償還」に改め、同条第四項中「に規定する」を「の」に、「貸付金の償還の約定日に納入しなければ」を「別に知事が指定する期日に行わなければならない」に改め、同項ただし書中「貸付金」を「設備導入資金」に改め、同条第五項中「小規模企業者等設備導入資金等」を「設備導入資金」に、「その」を「当該償還に係る」に改める。

第五条第一項中「小規模企業者等設備導入資金等」を「設備導入資金」に、「書類」を「関係書類」に、「提出し」を「申請し」に改め、同条第二項中「前項の規定による貸付申請書の記載事項」を「当該貸付けに係る申請の内容」に改める。

第六条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「決定をし」を「決定を行い」に改め、同条第二項中「決定」の下に「当たつて、」を加え、「附す」を「付す」に改める。

第七条の見出し中「貸付金」を「設備導入資金」に改め、同条中「小規模企業者等設備導入資金等に係る貸付金（以下単に「貸付金」という。）を「設備導入資金」に、「貸付対象事業」を「貸付けを行う設備貸与事業（以下「貸付対象事業」という。）」に改める。

第八条第一項中「前条の規定による貸付金」を「設備導入資金」に改め、「交付」の下に「を受けるに当たっては、県との間で当該交付」を加え、同条第二項中「貸付対象事業の実施に必要な」を「前項の規定に基づき」に、「作成経費その他の」を「作成その他契約の締結に関し必要な」に改める。

第九条第一項中「貸付金」を「設備導入資金」に、「の属する」を「が属する」に、「現在」を「時点」に、「当該貸付金」を「当該設備導入資金」に、「提出し」を「報告し」に改め、同条第二項中「貸付金」を「設備導入資金」に、「について、翌会計年度」を「ことに、当該会計年度の翌年度」に、「現在」を「時点」に改め、「当該貸付金に係る貸付対象事業の」を削り、「当該翌会計年度」を「当該年度」に改める。

第十二条を削る。

第十一条中「貸付金及び当該貸付金」を「設備導入資金及び当該設備導入資金」に、「しておかねば」を「しなければ」に改め、同条ただし書中「当該貸付金の償還義務」を「当該設備導入資金の償還義務」に、「場合において」を「場合」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第二号中「について外部」を「を第三者」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(利用状況報告)

第十条 貸与機関は、貸付対象事業により設備若しくはプログラムの譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供を受けた者（以下「貸付対象事業利用者」という。）から当該貸付対象事業に係る設備又はプログラムの利用状況を記載した書面を徴し、当該貸付対象事業を実施した会計年度の翌年度の六月末日までに、当該利用状況を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

第十三条第一項各号列記以外の部分中「貸付金」を「設備導入資金」に改め、同項第一号中「当該貸付金」を「当該設備導入資金」に改め、同項第二号中「法第七条第二項の規定による償還等」を「設備若しくはプログラムの譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供に係る対価の支払の期日前に当該支払」に改め、同項第三号中「法第九条第三項又は同条第四項の規定による」を「設備若しくはプログラムの譲渡し若しく

は貸付け又はプログラム使用権の提供の契約に係る」に改め、同条第二項中「貸付金」を「設備導入資金」に改める。

第十四条第一項中「貸付金」を「設備導入資金」に、「当該貸付金」を「当該設備導入資金」に改め、同項第一号中「小規模企業者等設備導入資金等」を「貸与機関が行う設備貸与事業」に改め、同条第二項中「資金の償還又は」を削り、「の対価の支払い（以下この項において「償還等」という。）を「に伴う対価」に改め、「一部」の下に「の支払」を加え、「当該償還等」を「当該支払」に、「のうち小規模企業者等設備導入資金等」を「から当該貸付対象事業に係る設備導入資金」に、「小規模企業者等設備導入資金等」を「設備導入資金」に、「の属する」を「が属する」に改め、同条第三項中「貸付金」を「設備導入資金」に、「各号に規定する」を「の規定による」に改める。

第十五条第一項中「設備が滅失した」を「設備の滅失（次項において「償還免除事由」という。）が生じた」に、「法第八条の規定により貸付金」を「設備導入資金」に改め、同条第二項第一号中「前項の規定に該当する」を「償還免除事由に係る」に、「書面」を「書類」に改め、同項第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十六条第一項中「支払期日までに貸付金を償還しなかつたとき、又は第十四条第一項から第三項までの規定（同条第一項第一号、第二号及び第六号の規定を除く。）に該当することにより、同条の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、支払期日」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該設備導入資金の償還期日（以下この項において「支払期日」という。）に、「支払い」を「支払」に、「を支払うべきこと」を「の支払」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 支払期日までに設備導入資金を償還しなかつたとき。
- 二 第十四条第一項（第一号、第二号及び第六号を除く。）の規定による請求に係る支払期日までに設備導入資金を償還しなかつたとき。
- 三 第十四条第二項及び第三項の規定による償還に係る支払期日までに設備導入資金を償還しなかつたとき。

第十六条第二項中「貸与機関が第十四条第一項第一号、第二号又は第六号に該当することにより同条の規定による」を「第十四条第一項（第一号、第二号及び第六号に限る。）の規定により貸与機関に」に、「係る貸付金」を「係る設備導入資金」に、「支払い」を「支払」に、「貸付金」を「当該設備導入資金」に、「を支払うべきこと」を「の支払」に改める。

第十七条の見出し中「徴収等」を「徴収」に改める。
第十八条を削る。

第十九条の見出しを「委任」に改め、同条中「書類の様式その他」を「設備導入資金の貸付けに関し」に改め、同条を第十八条とする。
別記様式を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県小規模企業者等設備導入資金等貸付規則の規定により貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社